

長野県告示第573号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成24年7月17日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）変更の届出がありました。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新	関口 弘紀	松本市宮田22-19	松本市宮田22-19 行政書士関口事務所
旧	関口 泰弘		

会計課

長野県教育委員会告示第5号

平成25年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

平成24年8月2日

長野県教育委員会

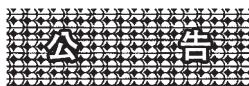
1 要綱の名称

平成25年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kenkyoi/>) に掲載しました。

高校教育課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

府内サーバ仮想化統合基盤 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成24年6月19日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 東日本電信電話株式会社

(2) 所在地 長野県長野市新田町1137-5

5 落札金額

1月当たりの賃借額 428,190円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成24年5月7日

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピッキオ

3 代表者の氏名

桑田慎也

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡軽井沢町大字長倉2148番地

5 定款に記載された目的

この法人は、生態系の保全をする活動、野生動植物の保護管理及び調査研究に関わる活動を通じて地域住民に対して持続可能な社会を提供すること及び子供達から成人までを対象にして、普及、啓発を行い持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフプラン市民サポートセンター

3 代表者の氏名

原山勇

4 主たる事務所の所在地

長野市稻里町中央一丁目4番8号

5 定款に記載された目的

この法人は、長寿社会を迎えた現代において、市民が心豊かに生き生きとした人生を送るために、ライフデザイン（生き方）、ライフプラン（生涯生活設計、相続・事業承継等）に関する相談・支援を行うとともに、その実現のために市民が相互に支え合う社会の構築に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ながのアートミーティング

3 代表者の氏名

関 孝之

4 主たる事務所の所在地

長野市三輪9丁目13番15-1号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害がある人及びその支援者に対して、アート活動に関する事業を行い、障害がある人に自己表現の場を提供するとともに、アート活動を通じた気づきの中でノーマライゼーション社会の実現や地域社会の再生に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人A C T

3 代表者の氏名

瀧澤 武

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字北城2809番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、雪崩災害救助及び雪崩事故防止に関する事業、及び無雪期の山岳遭難救助とこれらの事故防止に関する事業を行い、国民の安全に寄与する事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成24年7月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わだの家

3 代表者の氏名

遠山信一郎

4 主たる事務所の所在地

飯田市南信濃和田518番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、介護の必要な高齢者及び障害者と家族に対し介護支援事業を行い、保健、医療、福祉の増進を図る活動を行うと共に、高齢者及び障害者の自立を支援し、暮らしそよい地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープながの稻里店・洋服の青山長野川中島店

長野市稻里町中央3-38-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

生活協同組合コープながの

長野市篠ノ井御幣川668

青山商事株式会社

広島県福山市王子町1-3-5

3 変更事項

駐輪場の位置

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成24年11月1日

5 届出年月日

平成24年7月17日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年8月2日から平成24年12月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
南佐久南部漁業協同組合	南佐久郡小海町大字小海3981-1	内共第1号
千曲川漁業協同組合	須坂市大字村山145-1	内共第2号
北信漁業協同組合	上水内郡飯綱町大字牟礼936-2	内共第2号
裾花川水系漁業協同組合	長野市中御所3丁目14-10	内共第3号
奈良井川漁業協同組合	塩尻市宗賀桔梗ヶ原71-599	内共第4号
天竜川漁業協同組合	伊那市狐島4445	内共第6号

2 変更の内容

(1) 南佐久南部漁業協同組合遊漁規則

「にじます
いわな
やまめ」を「いわな
やまめ」に、

「かじか 5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、5月16日から9月30日まで。）。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。」

を

「かじか 5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、5月16日から9月30日まで。）。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。
にじます 周年。ただし、10月1日から翌年2月15日までは、小海町大字豊里穂積発電所堰堤から小海町大字千代里宮下頭首工までの千曲川本流とする。また、投網については、別に組合が公表する区域期間。」

に改める。

(2) 千曲川漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項ただし書中「300円」を「800円」に改める。

(3) 北信漁業協同組合遊漁規則

第4条の表中

「にじます、やまめ、いわな 3月第3日曜日から9月30日まで」

を

「にじます 周年
ただし、10月1日から翌年3月第3日曜日の前日までは、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川のみとする。
やまめ、いわな 3月第3日曜日から9月30日まで」

に改める。

第6条第2項(1)中「牟礼村」を「飯綱町」に改める。

(4) 裾花川水系漁業協同組合遊漁規則

第4条の表中「にじます、いわな、やまめ」を「いわな、やまめ」に、

「かじか 5月16日解禁時から9月30日まで」

を

にじます	周年 ただし、10月1日から翌年3月第2日曜日の前日までは、長野市中御所長安橋から長野市戸隠参宮橋までの裾花川本流のみとする。
かじか	5月16日解禁時から9月30日まで

に改める。

第7条第1項ただし書中「700円」を「1,000円」に改め、同項(1)の表中「4,500円」を「5,000円」に改める。

(5) 奈良井川漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項(2)の表中	<table border="1"> <tr> <td>小学生以下の者</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>中学生</td><td>1年 1,000円</td></tr> </table>	小学生以下の者	無料	中学生	1年 1,000円	を
小学生以下の者	無料					
中学生	1年 1,000円					

「中学生以下の者 無料」に改める。

(6) 天竜川漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項ただし書中「600円」を「1,000円」に改め、同項(1)の表中

2,000円	2,200円
8,000円	8,800円
1,000円	1,100円
6,000円	6,600円

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 2の(1)から(5)まで 平成24年7月30日
- (2) 2の(6) 平成25年1月1日

園芸畜産課

公告

県営浅科幹線地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営浅科幹線地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成24年8月3日から平成24年8月30日まで
- 3 縦覧の場所
佐久市役所、東御市役所

農地整備課

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により特別保護地区を指定する予定ですので、同条第4項において準用する法第28条第4項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区の指針の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部 守一

1 三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区の指針の案の縦覧

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区的名称
三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区的区域
伊那市長谷所在の浦国有林中第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同101林班から第104林班までの各林班及び同第108林班から第120林班までの各林班の区域一円（面積約4,914ヘクタール）
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区的存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
- (4) 鳥獣保護区特別保護地区的保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 大規模生息地の保護区	風吹岳鳥獣保護区のうち北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びに小班並びに同浦川国有林中第636林班は小班、ち小班及びぬ小班の各林小班の区域一円(面積約116ヘクタール)
イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的 当該地域は、伊那市東部にある南アルプス仙丈ヶ岳の南部に位置し南アルプス国立公園の特別地域と重複し、希少な自然環境が保全されており、鳥獣の生息環境には好条件を備えていることから、特別保護地区として指定し、こうした広範囲の生息域を確保し、多種の鳥獣の保護及び増殖を図る。	(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで
(5) 縦覧の期間 平成24年8月2日から平成24年8月15日まで	(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案 ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
(6) 縦覧の場所 長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室又は長野県上伊那地方事務所林務課	イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的 当該地域は、その大部分が中部山岳国立公園と重複し、希少な自然環境が保全されており、鳥獣の生息環境には好条件を備えている。こうした広範囲の生息域を確保し、多様な鳥獣保護、増殖のため、特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。
2 のぞきど鳥獣保護区特別保護地区の指針の案の縦覧 (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 のぞきど鳥獣保護区特別保護地区	(5) 縦覧の期間 平成24年8月2日から平成24年8月15日まで
(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域 木曾郡大桑村大字野尻字太田代地籍の農道袖山線と林道野尻与川線の分岐点を起点として、同点から同農道を300メートル南進し、西側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を西進し、同尾根と最初の北側の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北進し、同尾根と林道野尻与川線との接点に至り、同点から同林道を北進し、神戸沢に掛かる橋を渡り、同橋から100メートル同林道を北進し、同林道と村有林と私有林の境界線上の尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、千沢官行造林との境界の接点に至り、同点から千沢官行造林の境界沿いを東進し、村有林との境界の接点に至り、同点から同尾根を南東進し、同尾根と大桑村と木曾郡南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を西進し、同町村界と千沢官行造林とのぞきど森林公园の境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、同境界線と大桑村と南木曾町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、同町村界と村道神戸沢除木戸線との接点に至り同点から同林道を西進し、同林道と林道野尻与川線との接点に至り、同点から林道野尻与川線を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約178ヘクタール)	(6) 縦覧の場所 長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室又は長野県北安曇地方事務所林務課
(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間 平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	森林づくり推進課野生鳥獣対策室
(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案 ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区	
イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的 当該鳥獣保護区域内には森林公园があり、鳥獣の生息する種類が豊富でかつ個体数が多く、特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。	
(5) 縦覧の期間 平成24年8月2日から平成24年8月15日まで	
(6) 縦覧の場所 長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室又は長野県木曾地方事務所林務課	
3 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区の指針の案の縦覧 (1) 鳥獣保護区特別保護地区の名称 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区	
(2) 鳥獣保護区特別保護地区の区域	

風吹岳鳥獣保護区のうち北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びに小班並びに同浦川国有林中第636林班は小班、ち小班及びぬ小班の各林小班の区域一円(面積約116ヘクタール)

(3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当該地域は、その大部分が中部山岳国立公園と重複し、希少な自然環境が保全されており、鳥獣の生息環境には好条件を備えている。こうした広範囲の生息域を確保し、多様な鳥獣保護、増殖のため、特に重要な地域であることから、特別保護地区として指定するものです。

(5) 縦覧の期間

平成24年8月2日から平成24年8月15日まで

(6) 縦覧の場所

長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室又は長野県北安曇地方事務所林務課

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 組合の名称

諏訪市飯島土地地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年3月19日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

諏訪市大字四賀字柳元通、字塚田通、字神宮寺道下通、字猫作通、字ヲッボリ通、字小舟作通、字御領瀬通、字猿白通及び字八田通の各一部

4 事務所の所在地

諏訪市高島一丁目22番30号 諏訪市役所内

5 設立認可の年月日

平成21年3月19日

6 変更認可の年月日

平成24年7月26日

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年8月25日（土）午前10時から
- (2) 開催場所 小諸市 コミュニティセンター 3F会議室（小諸市相生町3-3-3）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案

小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

- (2) 案の閲覧
- 公告の日から平成24年8月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月17日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

- (3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課、小諸市建設部都市計画課

- (4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
小諸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	
ふりがな 氏 名	
(電話)
意見の要旨	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成24年8月25日（土）午後3時から
- (2) 開催場所 軽井沢町 中央公民館 講義室（北佐久郡軽井沢町大字長倉2353-1）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
- (2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月17日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課、軽井沢町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
軽井沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏名	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成24年8月2日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成24年8月26日（日）午前10時から

(2) 開催場所 小海町役場 2F大会議室（南佐久郡小海町大字豊里57-1）

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から平成24年8月24日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成24年8月17日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県佐久建設事務所整備課、小海町産業建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
小海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部守一様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏 名	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考)</small> <ol style="list-style-type: none"> 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。 	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課